

■修了年限	標準は2年ですが、定職（家事を含む）に就いている場合は、事前に申請・許可されれば、授業料はそのまま4年まで在学期間を延長できます。
■授業時間	◆昼間の授業は、月曜日から金曜日までの8時40分～17時50分。 ◆夜間の授業は、月曜日から金曜日までの18時～21時10分。 ◆他に、土曜日の授業、休業期間中の集中講義方式もあります。
■単位認定	教育上有益と認めた場合、入学前の下記の「科目等履修」や他大学院等での修得単位を、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができます。希望する者は、所定期間内に手続きをする必要があります。 また、研究指導教員が必要と認めた場合には、6～8単位まで（自由選択）、本大学院の自分が所属する専攻以外の専攻、さらには、他の研究科で開講されている授業を受講することができます。
■修了要件	2年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査に合格した者には、修士（教育学）の学位が授与されます。
■取得資格等	◆幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の専修免許状（特別支援学校教諭を除く。） ◆公認心理師及び臨床心理士の受験資格（本専攻臨床心理領域は、日本臨床心理士資格認定協会が指定する大学院（第1種）です。臨床心理領域の院生は、修了後直近に実施される資格審査を受験することができます。）
■募集人員	7名（臨床心理領域のみ、学校福祉臨床領域の募集は一時停止）
■出願期間	令和3年 9月28日(火)～10月1日(金) 午後5時まで（予定）
■学力検査	令和3年10月20日(水)（予定） 正式な募集要項等については、7月中旬(予定)、本学ウェブサイト「入試情報」(http://nyushi.adb.fukushima-u.ac.jp/)に掲載します。
■連絡先	福島大学 〒960-1296 福島市金谷川1番地 ●教務に関する問い合わせ：教務課 024-548-8106 ●入試に関する問い合わせ：入試課 024-548-8064
■科目等履修生	聴講生にあたる科目等履修生の募集は2月下旬と8月下旬に行います。大学院に入学したときには領域により異なりますが、修得した単位は最大限10単位まで認定されることがあります。詳しくは、教務課 教務企画（024-548-8058）までお問い合わせください。



令和4(2022)年度
福島大学大学院
人間発達文化研究科（修士課程）
学校臨床心理専攻
 臨床心理領域
募集案内

学校臨床心理専攻の概要

学校臨床心理専攻は、人間発達文化研究科の昼間・夜間同時開講で行う独立専攻の大学院です。

現職教員のリカレント教育への社会的要求に応えるとともに、広く学校教育や専門機関、地域福祉等のヒューマンサービスに携わる社会人、これからそれらをめざす人々を対象にしています。学校の安全と心の危機管理についても実践手法を学びます。

この専攻には、臨床心理、学校福祉臨床の2つの領域がありますが、学校福祉臨床の学生募集は一時停止しています。

学校臨床心理専攻の目的

本専攻では、学校臨床、とりわけいじめや不登校、非行、あるいは発達障害などの特別なニーズを持つ子ども・青年やその家族に対応する効果的な指導・援助・支援を行うために、学校、家庭、地域、専門諸機関等が相互に連携する臨床的方策について、学習・研究を行います。

高度な知識や能力、技能の習得という専門性、ならびに学校教育と心理臨床や福祉、保健、医療、司法、矯正保護等とを結びつける統合性という2つの観点から、教育関係者の実践力向上や援助専門職（公認心理師、臨床心理士、スクールカウンセラー等）の人材養成を行います。教員等の社会人でも臨床心理士受験資格が得られます。

3年以上の教職経験者は、英語科目の受験が研究業績等により代替可能です（事前提出が必要です。詳しくは入試課まで問い合わせてください）。



臨床心理領域とは

保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野の各臨床を病院や専門機関での臨床実習で学びます。また、附属の臨床心理・教育相談室での面接、不登校やひきこもりの本人及び家族のグループワーク、スクールカウンセリング助手、少年鑑別所での学習支援などにより臨床実践を積み重ねます。本領域は、国家資格である「公認心理師」のカリキュラムが設けられ、さらに、第1種の臨床心理士養成大学院として指定されています。スクールカウンセラー、病院、学校臨床（発達支援）、児童相談所、警察の少年や被害者相談、家庭裁判所調査官、法務省の心理技官・法務教官・保護観察官などの専門家として実践できる人材の養成を目指し、そこで学んだ知見を学校教育の実践にも活かします。



病院、クリニック等の医療機関、児童相談所・児童養護施設等福祉機関、精神保健福祉センター・保健所等保健機関、家庭裁判所、少年鑑別所、学校（スクールカウンセラー）等教育機関、自衛隊等といった多様な専門機関で働く心理専門職や地方自治体や企業のメンタルヘルス関連業務に就くために必要な国家資格（基礎資格）が「公認心理師」です。

特に、福島県においては、復興支援を担う心理専門職や心理支援関連職の養成は、喫緊の課題です。県内の専門機関への心理専門職の供給、スクールカウンセラーの養成、そして、不登校・いじめ・自殺・非行問題等に対応できる専門機関との連携能力を備えた心理専門職である「公認心理師」の育成が必要となります。

そこで、公認心理師カリキュラムを設けて、450時間以上の心理実験演習を行う10箇所の医療、福祉、司法・犯罪分野に関する実習施設も準備しています。なお、公認心理師の受験資格取得には、文科省・厚労省令で定める科目を大学及び大学院で学修するか、4年制大学で履修した後に2年以上の認定施設での実務経験が必要です。大学で必要な心理科目を学んでいない場合も、大学院を修了すれば臨床心理士受験資格が得られます。

修了生
からの声



嶋原 理人さん

私は大学時代の教育実習で別室登校の児童や発達障害を抱えた児童と関わった経験から臨床心理学の領域を勉強したいと考えて、本大学院に入学しました。ロールプレイやグループワークの運営など実践的な授業も数多くあり、非常に勉強になります。特に、学校現場で別室登校の生徒の学習支援を行えたことは、子どもとの関わり方を考えていくうえで大きな経験でした。こうした学校現場での実習や、医療現場での実習などを活かして県の心理職として働いています。



修了生
からの声



佐藤 千紘さん

私は現在、病院で心理士として勤務していますが、知識や技術の基礎固め、多職種と協働していく中でより心理の視点を養う必要性を感じ入学しました。大学院では、先生方の講義やスーパービジョンが非常に臨床に結びつきやすく、日頃の臨床の変化を感じています。また、ストレートの学生とのディスカッションもとても新鮮で貴重な経験となっています。今後は研究を進めながら、さらに心理専門職としての軸を確立していくことが目標です。